第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項第三欄中「五百円」を「五百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「四百円」を「三百五十円」に、「六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「七百円（技能試験」に、「二千九百五十円」を「三千五百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「、千九百五十円」を「、二千三百円」に、「三千三百円」を「三千四百五十円」に改め、同項第四欄中「千五十円」を「千百円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

三千四百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千六百五十円）	千二百五十円

を

三千二百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千四百円）	千三百五十円

に、

千九百円（法第七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千百円）	千二百五十円

を

千八百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千円）	千三百円

に、「千九百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「二千百円（技能試験」に、「二千二百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「三千八百円（技能試験」に、「四千三百五十円」を「四千円」に、「二千二百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「二千百五十円（技能試験」に改め、同表検査手数料の項中「以下」を「以下この表において」に、「三百円」を「三百五十円」に、「二千六百円」を「三千百五十円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「三千四百五十円」を「三千五百円」に、「三千六百五十円」を「三千七百円」に改め、同表再試験手数料の項第三欄中「六百円」を「六百五十円」に、「二千九百円」を「三千四百五十円」に、「千二百五十円」に、「、千九百円」を「、二千二百五十円」に、「四百五十円」を「五百円」に改め、同項第四欄中「千三百円」を「千四百円」に、「千五百円」を「千六百円」に、「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「千三百五十円」を「千五百円」に、「千五十円」を「千百五十円」に、「千二百円」を「千三百円」に、「五百五十円」を「六百円」に改め、同表免許証交付手数料の項を次のように改める。

免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合	千五百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、法第九十七条の二第一項第三号の同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この表において「複数免許取得者」という。）に対する
			八百五十円（日を

第四十三条第一項の表免許証再交付手数料の項中「千百五十円」を「千七百円」に、「千百円」を「千百五十円」に、「七百五十円」を「七百円」に改め、同項の次に次のように加える。

仮運転免許に係る免許証		法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合	千七百円
			八百五十円
		法第九十五条の二第一項の規定による申出をする場合	六百円（特定試験免除者に係る記録にあつては、四百円）
			九百五十円（複数免許取得者に係る記録にあつては、七百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）
	法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録	法第百一条の四の二第二項の規定による申出（以下この表において「更新時不交付申出」という。）をする場合	三百円
			五百円
特定免許情報記録手数料		法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	六百円（法第九十二条第一項、第十二条第一項若しくは第十五条の二第一項若しくは第百一条の四の二第一項の規定による免許（仮運転免許を除く。）に係る免許証の交付又は法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許を除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、零円）
			九百円（法第九十二条第一項、第十二条第一項若しくは第十五条の二第一項若しくは第百一条の四の二第一項の規定による免許（仮運転免許を除く。）に係る免許証の交付又は法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許を除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）
	法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え		九百五十円（免許情報記録個人番号カード保有者に係る書換えにあつては百円）（免許証・免許情報記録複数免許取得者（免許証・免許情
			六百円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する